



## 建設 建設課からのお知らせ

問 建設課 土木係  
☎476-1111(242・243)

### ◆水路などの廃品を無料譲渡します！

改修工事で発生した廃品（水路など）を無料譲渡します。

予約受付などを行いませんので、希望される方は資材置場をご確認ください。（先着順）

※積み込み・運搬は、希望者で行ってください。

※資材置場は右図のとおりです。

※作業中の事故などにつきましては、一切責任を負いません。

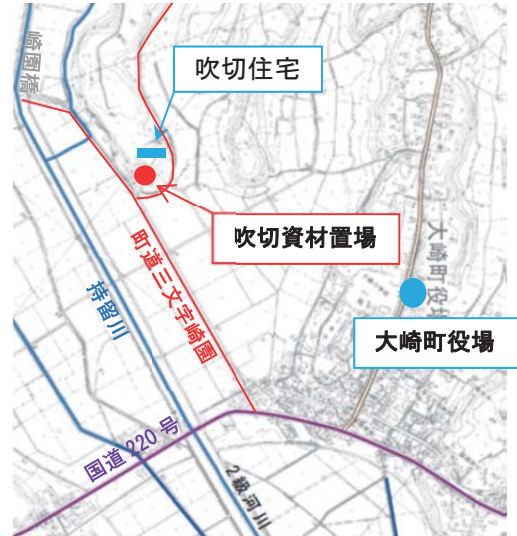
#### 【引渡期間】

平成26年11月15日（土）～12月15日（月）

#### 【お問い合わせ先】

大崎町役場 建設課 TEL：476-1111（内線242・243）

耕地課 TEL：476-1111（内線253）



## 企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 商工観光係  
☎476-1111(221)

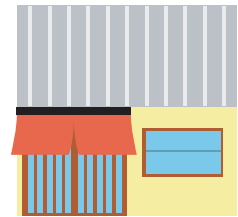
### ◆空き店舗対策補助事業について

町内商店街の活性化を図るため、空き店舗を利用して事業を始めようとする事業者等に対し、開業に係る経費（店舗改修費等）の一部を助成します。なお、空き店舗とは、主に三文字地区の施設で商業活動が3か月以上利用されていない店舗（商業または事務所の用に供していたもの）のことをいいます。

【補助対象者】 ○個人または法人（中小企業）、その他の団体

#### 【補助の要件】

- 小売店、飲食店、サービス業（風営法に規定するものを除く。）  
（飲食店、サービス業の一部で、対象にならない業種があります。）
- 店舗の入口が道路、または歩道に接していて、かつ、店舗の1階で行う事業
- おおむね午前10時から午後6時まで営業し、かつ、直接客が店舗に来ること
- コミュニティ施設（展示、休憩所などで特に活性化に寄与するもののうち、商工会、その他任意の団体が行うものに限る。）
- 次のいずれにも該当しないこと
  - ・町内の店舗から他の店舗に移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした事業者
  - ・町税などの滞納をしている事業者
  - ・その他町長が不適当と認める事業を行おうとする事業者



【補助対象経費】 ①店舗の改修に要する費用で、改修費の総額が1件20万円以上であること ②店舗の賃借料

【補助金額】 ①店舗改修費用・・・補助金の上限は50万円

②店舗賃借料・・・月額賃借料の2分の1で、1店舗につき1年を限度。上限は30万円

#### 【補助金の交付手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、事前に相談のうえ、申請書に関係書類を添えて、役場企画調整課に提出してください。